議案第７４号

矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定について

矢巾町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

矢巾町犯罪被害者等支援条例

矢巾町においては、犯罪行為により不慮の死を遂げた町民の遺族又は重傷病を負い若しくは、身体等に障がいが残った町民の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害等を受けた方々に対し支援を行い、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた方々を援助するための措置を講じることにより、犯罪の被害に遭った町民が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すために、皆が、犯罪被害者等が置かれた状況を理解することが大切である。犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、社会でそして町内で普通に暮らしている町民である。その平穏な暮らしの中で、犯罪は突然起きる。犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として取り組むべき課題である。そのためには、周囲の人たちが、被害者の置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がける必要があり、ここに本町により様々な施策を推進して犯罪被害者等の支援を行うことについて「矢巾町犯罪被害者等支援条例」を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、町における犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、町及び地域社会の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、並びに犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

（３）　犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

（４）　町民等　町内に居住する者、通勤する者又は通学する者及び町内で活動を行う者をいう。

（５）　事業者　町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（６）　再被害　犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

（７）　二次被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

（８）　関係機関　国、岩手県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体、その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

（１）　犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

（２）　犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。

（３）　犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

（４）　町及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。

（町の責務）

第４条　町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

２　町は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。

（町民等の責務）

第５条　町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう配慮するとともに、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう配慮するとともに、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る各種手続に関与することができるよう、就労、勤務、休暇等について、配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供）

第７条　町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

２　町は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を置くものとする。

（見舞金の支給）

第８条　町は、犯罪被害者等の心身を慰労するため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（日常生活の支援）

第９条　町は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復支援）

第10条　町は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第11条　町は、犯罪被害者等の安全を確保するために、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第12条　町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、必要な施策を講ずるものとする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第13条　町は、犯罪等の被害に対する町民等及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校等における支援）

第14条　町は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、その置かれている状況に応じて配慮されるよう、学校等と連携し、必要な支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第15条　町は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

（支援の制限）

第16条　町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第８条及び第12条の規定は、この条例の施行の日の以後において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

議案第７５号

矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第２号）、矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）、矢巾町町税外歳入等徴収条例（昭和42年矢巾町条例第８号）、矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第３号）及び矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第１号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　　高　橋　昌　造

矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例

（矢巾町手数料条例の一部改正）

第１条　矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
<tr><td>(15)　租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第１項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</td><td>住宅用家屋証明申請手数料</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td>(16)　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の２第１項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧に供する事務</td><td>住民基本台帳閲覧手数料</td><td>１件につき300円</td></tr>
<tr><td>(17)　住民基本台帳法第12条第１項又は第12条の３第１項若しくは第２項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付</td><td>住民票の写し等交付手数料</td><td>１件につき300円</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
<tr><td>(15)　租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第１項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</td><td>住宅用家屋証明申請手数料</td><td>１件につき700円</td></tr>
<tr><td>(16)　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の２第１項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧に供する事務</td><td>住民基本台帳閲覧手数料</td><td>１件につき400円</td></tr>
<tr><td>(17)　住民基本台帳法第12条第１項又は第12条の３第１項若しくは第２項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付</td><td>住民票の写し等交付手数料</td><td>１件につき400円（個人番号カード（矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）第13条の２に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）又は移動</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(17)の２　住民基本台帳法第15条の４第１項、第３項又は第４項の規定による除票の写しの交付又は除票記載事項証明書の交付	住民票の除票の写し等交付手数料	１件につき300円
(18)　住民基本台帳法第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写しの特例交付手数料	１件につき300円
(19)　住民基本台帳法第20条第１項、第３項又は第４項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	１件につき300円

		端末設備（同条に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用して、多機能端末機（同条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円）
(17)の２　住民基本台帳法第15条の４第１項、第３項又は第４項の規定による除票の写しの交付又は除票記載事項証明書の交付	住民票の除票の写し等交付手数料	１件につき400円
(18)　住民基本台帳法第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写しの特例交付手数料	１件につき400円
(19)　住民基本台帳法第20条第１項、第３項又は第４項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	１件につき400円（個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することによ

(20)　住民基本台帳法第21条の３第１項、第３項又は第４項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	１件につき300円
(21)　矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）第７条の規定による印鑑登録証の交付	印鑑登録証交付手数料	１件につき300円
(22)　矢巾町印鑑条例第13条第２項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	１件につき300円
〔略〕		
(24)　地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付	納税に関する証明手数料	１件につき300円（納付又は納付すべき年度が２年以上にわたる場合は、１年度を１件とする。）

		り交付を受ける場合にあっては、300円）
(20)　住民基本台帳法第21条の３第１項、第３項又は第４項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	１件につき400円
(21)　矢巾町印鑑条例第７条の規定による印鑑登録証の交付	印鑑登録証交付手数料	１件につき400円
(22)　矢巾町印鑑条例第13条第２項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	１件につき400円（個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円）
〔略〕		
(24)　地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付	納税に関する証明手数料	１件（納付又は納付すべき年度が２年以上にわたる場合は、１年度を１件）につき400円（個人番号

(25)　地方税法第382条の２の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	１件につき300円（地方税法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供するものを除く。）
(26)　地方税法第382条の３の規定に基づく固定資産税台帳に記載した事項に関する証明書の交付	固定資産課税台帳記載事項に関する証明手数料	１件につき300円（１枚を１件とする。）
(27)　課税台帳の写しの交付	課税台帳の写しの交付手数料	１件につき300円（日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３」という。）以内）
(28)　地番現況図の閲覧及	地番現況図の閲覧	１件につき300円

		カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円）
(25)　地方税法第382条の２の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	１件につき400円（地方税法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供するものを除く。）
(26)　地方税法第382条の３の規定に基づく固定資産税台帳に記載した事項に関する証明書の交付	固定資産課税台帳記載事項に関する証明手数料	１件（納税義務者ごとに、１年度を１件）につき400円
(27)　課税台帳の写しの交付	課税台帳の写しの交付手数料	１件（納税義務者ごとに、１年度を１件）につき400円（日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３」という。）以内）
(28)　地番現況図の閲覧及	地番現況図の閲覧	１件につき400円

び写しの交付	及び写しの交付手数料	（Ａ３以内）
(29)　航空写真図の閲覧及び写しの交付	航空写真図の閲覧及び写しの交付手数料	１件につき600円（Ａ３以内）
(30)　地番現況図付き航空写真図の閲覧及び交付	地番現況図付き航空写真図の閲覧及び交付手数料	１件につき900円（Ａ３以内）
(31)　営業に関する証明書の交付	営業に関する証明手数料	１件につき300円
(32)　身分及び住所に関する証明書の交付	身分及び住所に関する証明手数料	１件につき300円
〔略〕		
(36)　租税以外の徴収金に関する証明書の交付	租税以外の徴収金に関する証明手数料	１件につき300円（納付又は納付すべき年度が２年以上にわたる場合は、１年度を１件とする。）
〔略〕		
(38)　矢巾町道の幅員に関する証明書の交付	矢巾町道の幅員に関する証明手数料	１件につき300円
(39)　矢巾町営住宅等条例（平成９年矢巾町条例第32号）第40条第１項の許可を得た者に対する保管場所使用承諾証明書の交付	保管場所使用承諾証明（車庫証明）手数料	１台につき300円

び写しの交付	及び写しの交付手数料	（Ａ３以内）
(29)　航空写真図の閲覧及び写しの交付	航空写真図の閲覧及び写しの交付手数料	１件につき700円（Ａ３以内）
(30)　地番現況図付き航空写真図の閲覧及び写しの交付	地番現況図付き航空写真図の閲覧及び写しの交付手数料	１件につき1,000円（Ａ３以内）
(31)　営業に関する証明書の交付	営業に関する証明手数料	１件につき400円
(32)　身分及び住所に関する証明書の交付	身分及び住所に関する証明手数料	１件につき400円
〔略〕		
(36)　租税以外の徴収金に関する証明書の交付	租税以外の徴収金に関する証明手数料	１件（納付又は納付すべき年度が２年以上にわたる場合は、１年度を１件）につき400円
〔略〕		
(38)　矢巾町道の幅員に関する証明書の交付	矢巾町道の幅員に関する証明手数料	１件につき400円
(39)　矢巾町営住宅等条例（平成９年矢巾町条例第32号）第40条第１項の許可を得た者に対する保管場所使用承諾証明書の交付	保管場所使用承諾証明（車庫証明）手数料	１台につき400円

〔略〕		
(45)　その他の証明書の交付	その他の証明手数料	１件につき300円

〔略〕		
(45)　その他の証明書の交付	その他の証明手数料	１件につき400円

備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔　〕の記載は注記である。

（矢巾町税条例の一部改正）

第２条　矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（督促手数料） 第21条　徴収吏員は、督促状を発した場合においては督促状１通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	（督促手数料） 第21条　徴収吏員は、督促状を発した場合においては督促状１通について200円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

備考　改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

（矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部改正）

第３条　矢巾町町税外歳入等徴収条例（昭和42年矢巾町条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（督促手数料） 第３条　納入金の納入について、督促状を発したときは、督促手数料として１通につき100円を徴収する。 ２　〔略〕	（督促手数料） 第３条　納入金の納入について、督促状を発したときは、督促手数料として１通につき200円を徴収する。 ２　〔略〕

備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔　〕の記載は注記である。

（矢巾町介護保険条例の一部改正）

第４条　矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第３号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険料の督促手数料） 第９条　保険料の督促手数料は、督促状１通につき100円とする。	（保険料の督促手数料） 第９条　保険料の督促手数料は、督促状１通につき200円とする。

備考　改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

（矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第５条　矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険料の督促手数料） 第５条　保険料の督促手数料は、督促状１通について100円とする。 ２　〔略〕	（保険料の督促手数料） 第５条　保険料の督促手数料は、督促状１通について200円とする。 ２　〔略〕
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔　〕の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

２　第２条の規定による改正後の矢巾町税条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限の到来する町税に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した町税に係る督促手数料については、なお従前の例による。

３　第３条の規定による改正後の矢巾町町税外歳入等徴収条例の規定は、施行日以後に納期限の到来する納入金に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した納入金に係る督促手数料については、なお従前の例による。

４　第４条の規定による改正後の矢巾町介護保険条例の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料の督促手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した保険料の督促手数料については、なお従前の例による。

５　第５条の規定による改正後の矢巾町後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料の督促手数料について適用し、施行日前に納期限の到来した保険料の督促手数料については、なお従前の例による。

議案第７６号

矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民保養センター設置条例（平成10年矢巾町条例第７号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　　高　橋　昌　造

矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例

矢巾町国民保養センター設置条例（平成10年矢巾町条例第７号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（設置）
第１条　町の観光振興並びに町民の健康増進及び介護予防を図るとともに、健全なレクリエーションの場を提供するため、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター（65歳以上の者の健康保持及び介護予防に資する施設をいう。以下「高齢者活動センター」という。）、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場（以下「ゲートボール場」という。）を付設する矢巾町国民保養センター（源泉を含む。以下「保養センター」という。）を次のとおり設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>矢巾町国民保養センター</td><td>矢巾町大字煙山第１地割５番地５、９番地３</td></tr>
<tr><td>矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター</td><td>矢巾町大字煙山第１地割57番地７</td></tr>
<tr><td>矢巾町屋内ゲートボール場</td><td>矢巾町大字煙山第２地割94番地３</td></tr>
<tr><td>矢巾町屋外ゲートボール場</td><td>矢巾町大字煙山第２地割81番地１</td></tr>
</table>
第４条　保養センターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。
（１）・（２）　〔略〕
（３）　高齢者活動センター
ア　日帰り利用　午前10時から午後４時まで
イ　宿泊利用　午後４時から翌日の午前10時まで
（４）　〔略〕
（使用の許可）
第５条　保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場を使用しようとする者（以下「使用者」（指定管理者が管理する場
</td><td>
（設置）
第１条　町の観光振興並びに町民の健康増進を図るとともに、健全なレクリエーションの場を提供するため、矢巾町屋内ゲートボール場（以下「ゲートボール場」という。）を付設する矢巾町国民保養センター（源泉を含む。以下「保養センター」という。）を次のとおり設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>矢巾町国民保養センター</td><td>矢巾町大字煙山第１地割５番地５、９番地３</td></tr>
<tr><td>矢巾町屋内ゲートボール場</td><td>矢巾町大字煙山第２地割94番地３</td></tr>
</table>
第４条　保養センターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。
（１）・（２）　〔略〕
〔削除〕
（３）　〔略〕
（使用の許可）
第５条　保養センター及びゲートボール場を使用しようとする者（以下「使用者」（指定管理者が管理する場合にあっては「利用
</td></tr>
</table>

合にあっては「利用者」という。以下同じ。）という。）は、町長の許可を受けなければならない。	者」という。以下同じ。）という。）は、町長の許可を受けなければならない。
２　高齢者活動センターを利用できる者は、次のとおりとする。 （１）　町内に住所を有する65歳以上の者で介護予防のため使用する者 （２）　町長が介護予防のため必要があると認めた者	〔削除〕
（使用の制限等） 第６条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保養センター及び高齢者活動センターの使用を許可しないことができる。 （１）～（３）　〔略〕 （４）　前３号に掲げるもののほか、保養センター及び高齢者活動センターの管理上適当でないとき。 ２　〔略〕	（使用の制限等） 第６条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保養センターの使用を許可しないことができる。 （１）～（３）　〔略〕 （４）　前３号に掲げるもののほか、保養センターの管理上適当でないとき。 ２　〔略〕
（施設使用料） 第９条　保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場を使用しようとするときは、別表第１に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町内に住所を有する65歳以上の者の保養センター及び高齢者活動センター使用料（日帰り休憩料及び冷暖房料に限る。）並びにゲートボール場使用料は、無料とする。 ２　〔略〕	（施設使用料） 第９条　保養センター及びゲートボール場を使用しようとするときは、別表第１に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町内に住所を有する65歳以上の者の保養センター使用料（日帰り休憩料及び冷暖房料に限る。）並びにゲートボール場使用料は、無料とする。 ２　〔略〕
（指定管理者の業務） 第14条　保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　第５条第１項の許可を行うこと。 （４）・（５）　〔略〕 （６）　前各号に掲げるもののほか、保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場の管理に関すること。 ２　〔略〕	（指定管理者の業務） 第14条　保養センター及びゲートボール場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。 （１）・（２）　〔略〕 （３）　第５条の許可を行うこと。 （４）・（５）　〔略〕 （６）　前各号に掲げるもののほか、保養センター及びゲートボール場の管理に関すること。 ２　〔略〕
（委任） 第15条　この条例に定めるもののほか、保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場の管理及び運営に関し必要な事項	（委任） 第15条　この条例に定めるもののほか、保養センター及びゲートボール場の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

は、規則で定める。 別表第１（第９条関係） １　保養センター及び高齢者活動センター使用料 〔略〕 備考　寝具類貸付料とは、日帰り利用者が保養センター及び高齢者活動センター備付の布団・敷布、毛布、丹前及び丹前下を使用した場合の料金をいう。 〔略〕	別表第１（第９条関係） １　保養センター使用料 〔略〕 備考　寝具類貸付料とは、日帰り利用者が保養センター備付の布団・敷布、毛布、丹前及び丹前下を使用した場合の料金をいう。 〔略〕
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔　〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第７７号

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例（令和３年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　　高　橋　昌　造

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例（令和３年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第７条関係） 〔略〕	別表（第７条関係） 〔略〕 備考 １　宿泊とは、正午から翌日の午前10時までの使用をいう。 ２　日帰りとは午前10時から午後６時までの使用をいい、この時間を超えて使用する場合、宿泊とみなす。
備考　改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔　〕の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の規定は、令和８年４月１日以後の利用に係る使用料又は利用料について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

議案第７８号

矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　矢巾町活動交流センター

２　指定管理者となる団体の名称

３　指定期間
　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

議案第７９号

矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　矢巾町農村環境改善センター

２　指定管理者となる団体の名称

３　指定期間
　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

議案第８０号

矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　広宮沢公園、鹿妻公園及び北川公園

２　指定管理者となる団体の名称

３　指定期間
　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

議案第　８１　号

令和７年度矢巾町一般会計補正予算（第７号）

令和７年度矢巾町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,532,097千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和　７　年１２月　２　日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

第1表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		3,994,652	187,899	4,182,551
	1 町民税	1,683,531	73,440	1,756,971
	2 固定資産税	1,994,849	109,526	2,104,375
	3 軽自動車税	112,417	4,933	117,350
12 分担金及び負担金		123,343	6,450	129,793
	1 負担金	123,343	6,450	129,793
13 使用料及び手数料		77,482	27	77,509
	1 使用料	65,593	27	65,620
14 国庫支出金		2,013,873	367,199	2,381,072
	1 国庫負担金	1,213,447	227,013	1,440,460
	2 国庫補助金	796,691	140,186	936,877
15 県支出金		1,007,536	36,124	1,043,660
	1 県負担金	576,950	33,903	610,853
	2 県補助金	347,651	2,188	349,839
	3 委託金	82,935	33	82,968
16 財産収入		16,597	7,085	23,682
	2 財産売払収入	2,106	7,085	9,191
20 諸収入		68,810	△ 350	68,460
	5 雑入	44,628	△ 350	44,278
補正されなかった款項にかかる金額		5,625,370		5,625,370
歳入合計		12,927,663	604,434	13,532,097

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		129,687	△ 1,193	128,494
	1 議会費	129,687	△ 1,193	128,494
2 総務費		2,231,955	164,940	2,396,895
	1 総務管理費	1,897,139	163,465	2,060,604
	2 徴税費	159,600	1,471	161,071
	3 戸籍住民基本台帳費	85,627	0	85,627
	4 選挙費	50,149	0	50,149
	5 統計調査費	28,693	33	28,726
	6 監査委員会費	10,747	△ 29	10,718
3 民生費		4,607,205	431,691	5,038,896
	1 社会福祉費	2,299,607	183,533	2,483,140
	2 児童福祉費	2,307,598	248,158	2,555,756
4 衛生費		969,444	3,041	972,485
	1 保健衛生費	366,922	1,989	368,911
	2 環境衛生費	602,522	1,052	603,574
6 農林水産業費		570,306	△ 1,804	568,502
	1 農業費	548,879	△ 1,804	547,075
	2 林業費	21,427	0	21,427
7 商工費		112,453	984	113,437
	1 商工費	112,453	984	113,437
8 土木費		1,514,414	1,240	1,515,654
	2 道路橋梁費	836,003	2,098	838,101
	4 都市計画費	553,795	△ 858	552,937
9 消防費		407,166	203	407,369
	1 消防費	407,166	203	407,369

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,159,975	5,332	1,165,307
	1 教育総務費	180,315	400	180,715
	4 社会教育費	225,418	4,399	229,817
	5 保健体育費	347,472	533	348,005
補正されなかった款項にかかる金額		1,225,058		1,225,058
歳出合計		12,927,663	604,434	13,532,097

第２表　　債　務　負　担　行　為　補　正

１　追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
住民情報システム運用保守業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	53,921

歳入歳出予算補正事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　町税	3,994,652	187,899	4,182,551
2　地方譲与税	167,507		167,507
3　利子割交付金	1,107		1,107
4　配当割交付金	8,454		8,454
5　株式等譲渡所得割交付金	3,940		3,940
6　法人事業税交付金	83,469		83,469
7　地方消費税交付金	858,774		858,774
8　環境性能割交付金	12,754		12,754
9　地方特例交付金	27,807		27,807
10　地方交付税	2,183,437		2,183,437
11　交通安全対策特別交付金	3,052		3,052
12　分担金及び負担金	123,343	6,450	129,793
13　使用料及び手数料	77,482	27	77,509
14　国庫支出金	2,013,873	367,199	2,381,072
15　県支出金	1,007,536	36,124	1,043,660
16　財産収入	16,597	7,085	23,682
17　寄附金	212,754		212,754
18　繰入金	1,052,778		1,052,778
19　繰越金	480,237		480,237
20　諸収入	68,810	△350	68,460
21　町債	529,300		529,300
歳入合計	12,927,663	604,434	13,532,097

歳　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　議会費	129,687	△1,193	128,494				△1,193
2　総務費	2,231,955	164,940	2,396,895	125,111			39,829
3　民生費	4,607,205	431,691	5,038,896	273,566		6,450	151,675
4　衛生費	969,444	3,041	972,485	5,909			△2,868
5　労働費	29,490		29,490				
6　農林水産業費	570,306	△1,804	568,502	△2,088		6,227	△5,943
7　商工費	112,453	984	113,437			△385	1,369
8　土木費	1,514,414	1,240	1,515,654				1,240
9　消防費	407,166	203	407,369				203
10　教育費	1,159,975	5,332	1,165,307	825			4,507
11　災害復旧費	2,200		2,200				
12　公債費	1,184,367		1,184,367				
13　諸支出金	1		1				
14　予備費	9,000		9,000				
歳出合計	12,927,663	604,434	13,532,097	403,323		12,292	188,819

歳　　入

2　歳　入

（款）　1 町税　　（項）　1 町民税　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
1 個人	1,320,228	73,440	1,393,668	1 現年課税分	73,440	個人町民税の増	73,440
計	1,683,531	73,440	1,756,971				

（款）　1 町税　　（項）　2 固定資産税

1 固定資産税	1,979,629	109,526	2,089,155	1 現年課税分	109,526	固定資産税の増	109,526
計	1,994,849	109,526	2,104,375				

（款）　1 町税　　（項）　3 軽自動車税

2 種別割	103,798	4,933	108,731	1 現年課税分	4,933	種別割の増	4,933
計	112,417	4,933	117,350				

（款）　12 分担金及び負担金　　（項）　1 負担金

1 民生費負担金	14,475	6,450	20,925	2 児童福祉施設費負担金	6,450	保育所運営費負担金の増	6,450
計	123,343	6,450	129,793				

（款）　13 使用料及び手数料　　（項）　1 使用料

4 農林水産業使用料	22	27	49	3 農業費使用料	27	行政財産土地使用料	27
計	65,593	27	65,620				

（款）　14 国庫支出金　　（項）　1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
1 民生費国庫負担金	1,195,885	227,013	1,422,898	2 障害者自立支援給付費負担金	61,351	障害者自立支援給付費負担金の増	61,351
				3 障害児入所給付費等負担金	2,064	障害児入所給付費等負担金の増	2,064
				5 児童福祉施設費負担金	163,598	子どものための教育・保育給付交付金の増	163,598
計	1,213,447	227,013	1,440,460				

（款）　14 国庫支出金　　（項）　2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	220,862	137,820	358,682	3 デジタル基盤改革支援補助金	136,071	デジタル基盤改革支援補助金の増	136,071
				4 地方創生推進交付金	1,749	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増	1,749
2 民生費国庫補助金	231,319	2,366	233,685	2 児童福祉費補助金	1,628	子ども・子育て支援事業費補助金	1,628
				3 社会福祉費補助金	738	過年度分重層的支援体制整備事業交付金	738
計	796,691	140,186	936,877				

（款）　15 県支出金　　（項）　1 県負担金

1 民生費県負担金	576,485	33,903	610,388	3 障害福祉事業費負担金	△2,806	障害者自立支援給付費負担金の減	△2,806
				4 障害児入所給付費等負担金	1,032	障害児入所給付費等負担金の増	1,032
				7 児童福祉施設費負担金	35,677	子どものための教育・保育給付負担金の増	35,677

（款）　15 県支出金　　（項）　1 県負担金

計	576,950	33,903	610,853			

（款）　15 県支出金　　（項）　2 県補助金

2 民生費県補助金	166,556	4,276	170,832	5 児童福祉費補助金	4,276	施設型給付費補助金の増　4,276
4 農林水産業費県補助金	154,092	△2,088	152,004	1 農業委員会費補助金	791	農地利用最適化交付金の増　791
				2 農業振興費補助金	△2,879	中山間地域等直接支払交付金の減　△13 多面的機能支払交付金の減　△3,793 スマート農業導入支援事業補助金　927
計	347,651	2,188	349,839			

（款）　15 県支出金　　（項）　3 委託金

1 総務費委託金	74,116	33	74,149	3 統計調査費委託金	33	経済センサス委託金の増　33
計	82,935	33	82,968			

（款）　16 財産収入　　（項）　2 財産売払収入

2 生産物売払収入	0	7,085	7,085	1 生産物売払収入	7,085	分収林売払収入　7,085
計	2,106	7,085	9,191			

（款）　20 諸収入　　（項）　5 雑入

2 雑入	44,627	△350	44,277	3 民生費雑入	35	家族介護用品給付費返還金　35
				6 商工費雑入	△385	イベント参加収入の減　△385
計	44,628	△350	44,278			

歳　　出

3　歳　出

（款）　1 議会費　　（項）　1 議会費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
1議会費	129,687	△1,193	128,494				△1,193	8旅費	△1,568	◎議会運営事業の減	△1,193
										○議会運営事業の増	926
								10需用費	△120	印刷製本費	△6
										議会用備品購入費	932
								13使用料及び賃借料	△293	○調査研修事業の減	△1,906
										普通旅費	△189
										費用弁償	△1,166
								17備品購入費	932	消耗品費	△114
										使用料及び賃借料	△293
								18負担金、補助及び交付金	△144	各常任委員会所管事務調査負担金	△144
										○議会だより作成事業の減	△213
										普通旅費	△63
										費用弁償	△150
計	129,687	△1,193	128,494				△1,193				

（款）　2 総務費　　（項）　1 総務管理費

1一般管理費	481,524	440	481,964				440	1報酬	0	◎一般管理事業	
										○一般管理事業	
								8旅費	△22	普通旅費	△22
										消耗品費	22
								10需用費	22		
										◎人事・服務管理事業の増	440
								12委託料	440	○人事・服務管理事業の増	440
										給与システム改修業務委託料	440
										◎情報公開等業務	
										○情報公開等業務	
										行政情報公開・個人情報保護不服審査会委員報酬	70

（款）　2 総務費　　（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										行政情報公開運営審議会委員報酬 △35 行政不服審査会委員報酬 △35
2文書広報費	55,749	3	55,752				3	11役務費	3	◎広報広聴事業の増 3 ○広報事業の増 3 通信運搬費 3
6企画費	421,814	△5,562	416,252				△5,562	1報酬	△2,273	◎企画事業の減 △5,562 ○企画総務事業の減 △2,295 施設管理業務委託料 △2,295 ○地方創生事業の減 △3,267 会計年度任用職員報酬 △2,273 会計年度任用職員手当等 △872 費用弁償 △84 消耗品費 3 燃料費 △8 食糧費 15 通信運搬費 12 使用料及び賃借料 △80 いきいき岩手結婚サポートセンター入会助成金 30 地域おこし協力隊研修負担金 △10
								3職員手当等	△872	
								8旅費	△84	
								10需用費	10	
								11役務費	12	
								12委託料	△2,295	
								13使用料及び賃借料	△80	
								18負担金、補助及び交付金	20	
8財政調整基金費	256,592	182,883	439,475				182,883	24積立金	182,883	◎財政調整基金積立事業の増 182,883 ○財政調整基金積立事業の増 182,883 財政調整基金積立金 182,883

（款）　2 総務費　　（項）　1 総務管理費

9コミュニティ対策費	45,147	△3,667	41,480				△3,667	8旅費	26	◎コミュニティ推進事業の減 △3,667 ○コミュニティ組織育成事業の減 △3,693 コミュニティ活動促進事業補助金 △293 地域コミュニティ活動交付金 △3,400 ○コミュニティ支援員事業の増 26 費用弁償 26
								18負担金、補助及び交付金	△3,693	
10電子計算費	431,690	△10,632	421,058	91,341			△101,973	13使用料及び賃借料	△10,632	◎電子計算事業の減 △10,632 ○電子計算業務運営事業の減 △10,632 使用料及び賃借料 △10,632
計	1,897,139	163,465	2,060,604	91,341			72,124			

（款）　2 総務費　　（項）　2 徴税費

2賦課徴収費	73,713	1,471	75,184	187			1,284	1報酬	1,439	◎賦課事業の増 734 ○賦課事業の増 734 会計年度任用職員報酬 702 費用弁償 14 軽自動車税環境性能割徴収取扱費 18 ◎徴収事業の増 737 ○徴収事業の増 737 会計年度任用職員報酬 737
								8旅費	14	
								18負担金、補助及び交付金	18	
計	159,600	1,471	161,071	187			1,284			

（款）　2 総務費　　（項）　3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	85,627	0	85,627	16,346			△16,346	8旅費	△2	◎戸籍住民基本台帳事業 ○戸籍住民基本台帳事業 費用弁償 △2 通信運搬費 2
								11役務費	2	

（款）　2 総務費　　（項）　3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
計	85,627	0	85,627	16,346			△16,346			

（款）　2 総務費　　（項）　4 選挙費

1選挙管理委員会費	29,504	0	29,504	17,204			△17,204			財源更正
計	50,149	0	50,149	17,204			△17,204			

（款）　2 総務費　　（項）　5 統計調査費

2指定統計費	22,289	33	22,322	33				8旅費	1	◎指定統計事業の増 33 ○指定統計調査事業の増 33 普通旅費 1 消耗品費 32
								10需用費	32	
計	28,693	33	28,726	33						

（款）　2 総務費　　（項）　6 監査委員費

1監査委員費	10,747	△29	10,718				△29	8旅費	△86	◎監査事業の減 △29 ○監査事業の減 △29 普通旅費 △15 費用弁償 △71 消耗品費 57
								10需用費	57	
計	10,747	△29	10,718				△29			

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

1社会福祉総務費	534,070	13,263	547,333	4,975			8,288	10需用費	105	◎社会福祉総務事業の増 284 ○社会福祉総務事業の増 424 通信運搬費 5
								11役務費	710	

								13使用料及び賃借料	△153	手数料 △6 旅行傷害保険料 △1 重層的支援体制整備事業交付金過年度返還金 426 ○重層的支援体制整備事業の減 △140 燃料費 13 使用料及び賃借料 △153
								19扶助費	11,900	
								22償還金、利子及び割引料	426	
								27繰出金	275	◎国民健康保険運営事業の増 275 ○国民健康保険事業特別会計繰出事業の増 275 事務費等繰出金 275 ◎原油価格、物価高騰等特別対策給付金給付事業の増 12,704 ○原油価格、物価高騰等特別対策給付金給付事業の増 12,704 消耗品費 11 印刷製本費 81 通信運搬費 712 原油価格、物価高騰等特別対策給付金 11,900
2障害福祉費	796,440	163,650	960,090	62,917			100,733	10需用費	5	◎障害福祉総務事業の減 △5,130 ○障害福祉総務事業の減 △5,130 障害福祉システム改修業務委託料 △5,130 ◎障害者支援事業の増 123,780 ○障害者自立支援事業の増 123,469 燃料費 5 手数料 64 使用料及び賃借料 △152 介護給付費・訓練等給付費 120,000 特定障害者特別給付費 100 補装具費支給費 1,000 相談支援給付費 1,600
								11役務費	64	
								12委託料	△5,130	
								13使用料及び賃借料	△152	
								19扶助費	168,863	

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										育成医療費給付費 60 療養介護医療給付費 792 ○地域生活支援事業の増 311 意思疎通支援事業給付費 150 福祉タクシー事業給付費 161 ◎障害児福祉事業の増 45,000 ○障害児福祉事業の増 45,000 障害児通所給付費 45,000
3老人福祉費	883,366	6,022	889,388	1,353			4,669	22償還金、利子及び割引料	2,414	◎老人福祉総務事業の増 2,414 ○重層的支援体制整備事業の増 2,414 重層的支援体制整備事業交付金過年度返還金 2,414 ◎介護保険運営事業の増 2,255 ○介護保険事業特別会計繰出事業の増 2,255 事務費等繰出金 2,255 ◎後期高齢者医療運営事業の増 1,353 ○後期高齢者医療特別会計繰出事業の増 1,353 事務費等繰出金 1,353
								27繰出金	3,608	
5保養センター費	55,097	598	55,695				598	14工事請負費	100	◎国民保養センター管理運営事業の増 598 ○国民保養センター維持管理事業の増 598 工事請負費 100 管理備品購入費 △174 厨房備品購入費 672
								17備品購入費	498	

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

計	2,299,607	183,533	2,483,140	69,245			114,288			

（款）　3 民生費　　（項）　2 児童福祉費

1児童福祉総務費	223,762	267	224,029				267	22償還金、利子及び割引料	267	◎あんしん子育て事業の増　267 ○重層的支援体制整備事業の増　267 重層的支援体制整備事業交付金過年度返還金　267
2児童措置費	567,725	753	568,478				753	22償還金、利子及び割引料	753	◎児童措置事業の増　753 ○児童手当取扱事業の増　753 子ども・子育て支援事業費補助金過年度返還金　753
3児童福祉施設費	1,374,222	247,138	1,621,360	203,551		6,450	37,137	10需用費	938	◎児童福祉施設総務事業の増　380 ○保育行政事業の増　380 印刷製本費　330 子どものための教育・保育給付交付金過年度返還金　50
								12委託料	21,536	
								19扶助費	224,614	
								22償還金、利子及び割引料	50	◎町立保育園事業の増　608 ○町立保育園運営事業の増　608 光熱水費　608 ◎保育委託事業の増　21,536 ○保育委託事業の増　21,536 町外保育園運営業務委託料　11,617 町内私立保育園運営業務委託料　9,919 ◎認定こども園施設型給付事業の増　224,614 ○認定こども園施設型給付事業の増　224,614 認定こども園施設型給付費　224,614

（款）　3 民生費　　（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
4母子福祉費	141,889	0	141,889	770			△770	11役務費	30	◎母子福祉医療費助成事業 ○妊産婦医療費助成事業 手数料 30
								19扶助費	△30	妊産婦医療給付費 △30
計	2,307,598	248,158	2,555,756	204,321		6,450	37,387			

（款）　4 衛生費　　（項）　1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1保健衛生総務費	228,353	1,989	230,342	5,909			△3,920	7報償費	0	◎保健衛生総務事業の増 1,691 ○保健衛生総務事業の増 1,691 後期高齢者健康診査業務委託料 1,691
								12委託料	1,801	
								13使用料及び賃借料	60	◎母子保健事業の増 298 ○母子保健事業の増 291 日帰り型産後ケア業務委託料 110 使用料及び賃借料 60 母子保健衛生費国庫補助金過年度返還金 121 ○重層的支援体制整備事業の増 7 重層的支援体制整備事業交付金過年度返還金 7
								22償還金、利子及び割引料	128	
計	366,922	1,989	368,911	5,909			△3,920			

（款）　4 衛生費　　（項）　2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1環境衛生総務費	546,046	1	546,047				1	8旅費	△26	◎環境衛生事業の増 1 ○環境衛生事業の増 1 特別旅費 △26
								11役務費	1	

（款）　4 衛生費　　（項）　2 環境衛生費

								17備品購入費	26	動産保険料 1 監視用備品購入費 26
								18負担金、補助及び交付金	0	環境衛生事業推進補助金 60 集団資源回収事業奨励補助金 △60
3斎場費	20,267	1,051	21,318				1,051	12委託料	627	◎矢巾斎苑運営事業の増 1,051 ○矢巾斎苑維持管理事業の増 1,051 コンデンサ交換委託料 627
								14工事請負費	424	工事請負費 424
計	602,522	1,052	603,574				1,052			

（款）　6 農林水産業費　　（項）　1 農業費

1農業委員会費	36,680	△620	36,060	791			△1,411	1報酬	216	◎農業委員会総務事業の増 216 ○農業委員会総務事業の増 216 農業委員報酬 216
								11役務費	44	
								12委託料	△880	◎土地調整事業の減 △836 ○土地調整事業の減 △836 通信運搬費 44 農地管理システム保守業務委託料 △880
2農業総務費	55,087	△55	55,032				△55	18負担金、補助及び交付金	△55	◎農政対策事業の減 △55 ○農政対策事業の減 △55 盛岡地方農業農村振興協議会負担金 △55
3農業振興費	43,066	3,913	46,979	927			2,986	18負担金、補助及び交付金	3,913	◎農業振興事業の減 △514 ○青果物価格安定対策事業の減 △514 岩手中央青果物価格安定対策協議会負担金 △234 岩手県農畜産物価格安定基金協会負担金 △280

（款）　6 農林水産業費　　（項）　1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										◎持続可能な農業経営体育成事業の増 4,427 ○持続可能な農業経営体育成事業の増 3,500 担い手生産振興補助金 3,500 ○集落営農活性化推進事業の増 927 スマート農業導入支援事業補助金 927
4畜産業費	1,585	△114	1,471				△114	18負担金、補助及び交付金	△114	◎畜産振興事業の減 △46 ○畜産振興総務事業の減 △46 いわて中央畜産共進会負担金 △46 ◎家畜衛生予防事業の減 △68 ○家畜衛生予防事業の減 △68 家畜伝染病予防事業補助金 △68
5農地費	218,864	△4,928	213,936	△3,806		27	△1,149	11役務費	3	◎農業基盤整備事業の減 △4,928 ○農業基盤整備事業の増 3 自動車損害保険料 3 ○農地等整備事業の減 △5,075 多面的機能支払・農地維持交付金 △2,858 多面的機能支払・共同活動交付金 △2,198 中山間地域等直接支払交付金 △19 ○かんがい整備事業の増 144 基幹水利施設管理事業補助金 1 水利施設管理強化事業補助金 143
								18負担金、補助及び交付金	△4,931	
8ダム管理費	18,665	0	18,665					12委託料	△600	◎ダム維持管理事業 ○ダム維持管理事業 煙山ダム草刈業務委託料 △600
								14工事請負費	600	

（款）　6 農林水産業費　　（項）　1 農業費

										工事請負費　600
計	548,879	△1,804	547,075	△2,088		27	257			

（款）　6 農林水産業費　　（項）　2 林業費

1林業振興費	21,427	0	21,427			7,085	△7,085	12委託料	0	◎林業振興対策事業 ○林業振興事業 森林病害虫等防除業務委託料　1,385 民有林保育間伐業務委託料　△1,385
計	21,427	0	21,427			7,085	△7,085			

（款）　7 商工費　　（項）　1 商工費

2商工振興費	31,132	671	31,803				671	18負担金、補助及び交付金	671	◎資金融資事業の増　671 ○中小企業振興資金貸付事業の増　671 中小企業振興資金利子補給金　671
4観光費	28,066	261	28,327			△385	646	7報償費	△200	◎観光推進事業の減　△818 ○観光振興対策事業の減　△818 謝礼　△200 サップ事業支援業務委託料　△36 工事請負費　△221 チャグチャグ馬コ保存会負担金　△361
								10需用費	△125	
								11役務費	△20	
								12委託料	481	
								14工事請負費	486	◎観光資源管理運営事業の増　1,079 ○観光資源開発事業の増　1,286 消耗品費　200 和味フラワーパーク見晴台設置管理業務委託料　△3 矢巾町冬イベント運営支援業務委託料　838 工事請負費　251
								18負担金、補助及び交付金	△361	

6　農林水産業費

（款）　7 商工費　　（項）　1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										○ひまわりパーク維持管理事業の減 △207 消耗品費 △270 修繕料 △55 広告料 △20 煙山ひまわりパーク内イルミネーション設置撤去業務委託料 △315 煙山ひまわりパーク見晴台スロープ設置管理業務委託料 △3 工事請負費 456
5自然公園施設費	7,911	52	7,963				52	12委託料	154	◎自然公園管理運営事業の増 52 ○自然公園維持管理事業の増 52 自然公園施設等管理業務委託料 154 使用料及び賃借料 △202 国有林伐採補償費 100
								13使用料及び賃借料	△202	
								21補償、補填及び賠償金	100	
計	112,453	984	113,437			△385	1,369			

（款）　8 土木費　　（項）　2 道路橋梁費

2道路維持費	324,418	1,130	325,548				1,130	10需用費	1,130	◎除雪事業の増 1,130 ○除雪事業の増 1,130 燃料費 225 修繕料 905
3道路新設改良費	369,598	968	370,566				968	12委託料	968	◎道路新設改良事業の増 968 ○防災安全対策事業 工事請負費 △10,928
								14工事請負費	△10,928	

（款）　8 土木費　　（項）　2 道路橋梁費

								21補償、補填及び賠償金	10,928	支障物件移転補償費 10,928 ○生活道路整備事業の増 968 測量調査設計業務委託料 968
計	836,003	2,098	838,101				2,098			

（款）　8 土木費　　（項）　4 都市計画費

1都市計画総務費	258,588	△858	257,730				△858	11役務費	△12	◎都市計画総務事業の減 △12 ○都市計画総務事業の減 △12 通信運搬費 △12
								12委託料	△846	◎施設管理運営事業の減 △846 ○矢幅駅東西自由通路等維持管理事業の減 △846 東西自由通路施設管理業務委託料 △846
計	553,795	△858	552,937				△858			

（款）　9 消防費　　（項）　1 消防費

5災害対策費	34,695	203	34,898				203	18負担金、補助及び交付金	203	◎災害対策事業の増 203 ○災害対策事業の増 203 防災行政情報通信ネットワーク更新事業負担金 203
計	407,166	203	407,369				203			

（款）　10 教育費　　（項）　1 教育総務費

3教育振興費	103,142	400	103,542				400	11役務費	400	◎教育研究所運営事業の増 400 ○教育研究所運営事業の増 400 手数料 400
計	180,315	400	180,715				400			

（款） 10 教育費　　（項） 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
2公民館費	52,800	4,398	57,198				4,398	10需用費	3,913	◎矢巾町公民館事業の増 4,398 ○矢巾町公民館維持管理事業の増 4,398 燃料費 2,850 光熱水費 1,063 工事請負費 485
								14工事請負費	485	
4文化財保護費	3,696	△20	3,676				△20	10需用費	10	◎文化財保護事業の減 △20 ○文化財保護事業の減 △20 燃料費 10 工事請負費 △30
								14工事請負費	△30	
6歴史民俗資料館費	6,916	21	6,937				21	11役務費	21	◎歴史民俗資料館事業の増 21 ○歴史民俗資料館管理事業の増 21 通信運搬費 21
計	225,418	4,399	229,817				4,399			

（款） 10 教育費　　（項） 5 保健体育費

3学校給食費	291,891	533	292,424	825			△292	10需用費	626	◎共同調理場管理運営事業の増 533 ○共同調理場維持管理事業の増 185 修繕料 185 ○共同調理場運営事業の増 473 消耗品費 377 印刷製本費 64 手数料 32 ○共同調理場厨房機器等更新事業の減 △125 調理場備品購入費 △125
								11役務費	32	
								17備品購入費	△125	
計	347,472	533	348,005	825			△292			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
住民情報システム運用保守業務委託	53,921			令和 7年度から 令和 8年度まで	53,921				53,921

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

（単位：人、千円）

区分		職員数	給与費								共済費	合計	備考	
			報酬	給料	期末手当（年間支給率：月分）	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計				
補正後	長等	2		16,428	5,453 (3.45)		196	33		22,110	2,027	24,137	退職手当負担金	2,629
	議員	18	53,052		17,541 (3.45)					70,593	13,945	84,538		
	その他の特別職	689	39,139	6,780	2,250 (3.45)		51			48,220	1,800	50,020	退職手当負担金	1,153
	計	709	92,191	23,208	25,244 (3.45)		247	33		140,923	17,772	158,695	退職手当負担金	3,782
補正前	長等	2		16,428	5,453 (3.45)		196	33		22,110	2,027	24,137	退職手当負担金	2,629
	議員	18	53,052		17,541 (3.45)					70,593	13,945	84,538		
	その他の特別職	689	38,923	6,780	2,250 (3.45)		51			48,004	1,800	49,804	退職手当負担金	1,153
	計	709	91,975	23,208	25,244 (3.45)		247	33		140,707	17,772	158,479	退職手当負担金	3,782
比較	長等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金	0
	議員	0	0		0 (0.00)					0	0	0		
	その他の特別職	0	216	0	0 (0.00)		0			216	0	216	退職手当負担金	0
	計	0	216	0	0 (0.00)		0	0		216	0	216	退職手当負担金	0

２　一　般　職

（１）総　　括

（単位：人、千円）

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正後	177 【0】	(209,256)	652,802 (44,777)	375,173 (91,074)	1,027,975 (345,107)	200,287 (48,346)	1,228,262 (393,453)	退職手当負担金 99,663 児童手当 12,000
補正前	177 【0】	(210,090)	652,802 (44,777)	375,173 (91,946)	1,027,975 (346,813)	200,287 (48,346)	1,228,262 (395,159)	退職手当負担金 99,663 児童手当 12,000
比　較	0 【0】	(△834)	0 (0)	0 (△872)	0 (△1,706)	0 (0)	0 (△1,706)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【　】内は再任用短時間勤務職員について内書き、(　)内は会計年度任用職員について外書き。

（単位：千円）

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当
	補正後	13,908	10,458	16,868	141,701	115,591	11,011	9,180	508	550	53,595	290	0	850	648	15
	補正前	13,908	10,458	16,868	141,701	115,591	11,011	9,180	508	550	53,595	290	0	850	648	15
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

議案第　８２　号

令和７年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,711,317千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　１２　月　２　日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		201,748	4,344	206,092
	1 一般会計繰入金	173,551	275	173,826
	2 基金繰入金	28,197	4,069	32,266
補正されなかった款項にかかる金額		2,505,225		2,505,225
歳入合計		2,706,973	4,344	2,711,317

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		30,509	275	30,784
	2 徴税費	13,574	275	13,849
4 保健事業費		47,830	0	47,830
	1 保健事業費	47,830	0	47,830
7 諸支出金		8,458	4,069	12,527
	1 償還金及び還付加算金	4,402	4,069	8,471
補正されなかった款項にかかる金額		2,620,176		2,620,176
歳出合計		2,706,973	4,344	2,711,317

歳入歳出予算補正事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　国民健康保険税	432,535		432,535
2　使用料及び手数料	140		140
3　国庫支出金	1		1
4　県支出金	2,046,073		2,046,073
5　財産収入	2		2
6　繰入金	201,748	4,344	206,092
7　繰越金	24,407		24,407
8　諸収入	2,067		2,067
歳入合計	2,706,973	4,344	2,711,317

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　総務費	30,509	275	30,784			275	
2　保険給付費	2,014,223		2,014,223				
3　国民健康保険事業費納付金	585,194		585,194				
4　保健事業費	47,830		47,830				
5　基金積立金	19,758		19,758				
6　公債費	1		1				
7　諸支出金	8,458	4,069	12,527				4,069
8　予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,706,973	4,344	2,711,317			275	4,069

歳　　入

2　歳　入

（款）　6 繰入金　　（項）　1 一般会計繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 一般会計繰入金	173,551	275	173,826	3 事務費等繰入金	275	事務費等繰入金の増　275
計	173,551	275	173,826			

（款）　6 繰入金　　（項）　2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	28,197	4,069	32,266	1 財政調整基金繰入金	4,069	財政調整基金繰入金の増　4,069
計	28,197	4,069	32,266			

歳　　出

3　歳　出

（款）　1 総務費　　（項）　2 徴税費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1賦課徴収費	13,574	275	13,849			275		12委託料	275	◎国民健康保険税徴収事業の増 275 ○国民健康保険税徴収事業の増 275 収納システム改修業務委託料 275
計	13,574	275	13,849			275				

（款）　4 保健事業費　　（項）　1 保健事業費

2疾病予防費	46,708	0	46,708					10需用費	△11	◎特定健康診査特定保健指導事業 ○特定健康診査特定保健指導事業 印刷製本費 △11 通信運搬費 11
								11役務費	11	
計	47,830	0	47,830							

（款）　7 諸支出金　　（項）　1 償還金及び還付加算金

2償還金	202	4,069	4,271				4,069	22償還金、利子及び割引料	4,069	◎償還金の増 4,069 ○償還金の増 4,069 国庫支出金過年度分返還金 103 県支出金過年度分返還金 3,966
計	4,402	4,069	8,471				4,069			

議案第　８３　号

令和７年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,803,865千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　１２　月　２　日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		384,839	2,255	387,094
	1 一般会計繰入金	384,839	2,255	387,094
補正されなかった款項にかかる金額		2,416,771		2,416,771
歳入合計		2,801,610	2,255	2,803,865

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		46,846	2,255	49,101
	2 徴収費	4,517	2,255	6,772
補正されなかった款項にかかる金額		2,754,764		2,754,764
歳出合計		2,801,610	2,255	2,803,865

歳入歳出予算補正事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　保険料	632,697		632,697
2　分担金及び負担金	5,414		5,414
3　使用料及び手数料	48		48
4　国庫支出金	518,103		518,103
5　支払基金交付金	676,741		676,741
6　県支出金	367,838		367,838
7　財産収入	10		10
8　繰入金	384,839	2,255	387,094
9　繰越金	215,898		215,898
10　諸収入	22		22
歳入合計	2,801,610	2,255	2,803,865

歳　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　総務費	46,846	2,255	49,101			2,255	
2　保険給付費	2,590,884		2,590,884				
3　地域支援事業費	75,423		75,423				
4　基金積立金	32,626		32,626				
5　公債費	1		1				
6　諸支出金	45,830		45,830				
7　予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,801,610	2,255	2,803,865			2,255	

歳　　入

2　歳　入

（款）　8 繰入金　　（項）　1 一般会計繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
5 事務費等繰入金	45,781	2,255	48,036	1 事務費等繰入金	2,255	事務費等繰入金の増　2,255
計	384,839	2,255	387,094			

歳　　出

3　歳　出

（款）　1 総務費　　（項）　2 徴収費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1賦課徴収費	4,517	2,255	6,772			2,255		12委託料	2,255	◎介護保険料賦課事業の増　2,255 ○介護保険料賦課事業の増　2,255 保険料賦課システム改修業務委託料　2,255
計	4,517	2,255	6,772			2,255				

議案第　８４　号

令和７年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和７年度矢巾町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346,453千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　１２　月　２　日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

第1表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		74,736	1,353	76,089
	1 一般会計繰入金	74,736	1,353	76,089
補正されなかった款項にかかる金額		270,364		270,364
歳入合計		345,100	1,353	346,453

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,384	1,353	5,737
	2 徴収費	3,793	1,353	5,146
補正されなかった款項にかかる金額		340,716		340,716
歳出合計		345,100	1,353	346,453

歳入歳出予算補正事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　後期高齢者医療保険料	264,229		264,229
2　使用料及び手数料	36		36
3　繰入金	74,736	1,353	76,089
4　繰越金	5,539		5,539
5　諸収入	560		560
歳入合計	345,100	1,353	346,453

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　総務費	4,384	1,353	5,737			1,353	
2　広域連合納付金	337,420		337,420				
3　諸支出金	2,296		2,296				
4　予備費	1,000		1,000				
歳出合計	345,100	1,353	346,453			1,353	

歳　　入

2　歳　入

（款）　3 繰入金　　（項）　1 一般会計繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 一般会計繰入金	74,736	1,353	76,089	1 一般会計繰入金	1,353	事務費等繰入金の増　1,353
計	74,736	1,353	76,089			

歳　　出

3　歳　出

（款）　1 総務費　　（項）　2 徴収費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1賦課徴収費	3,793	1,353	5,146			1,353		11役務費	77	◎後期高齢者医療保険料賦課事業の増 1,078 ○後期高齢者医療保険料賦課事業の増 1,078 通信運搬費 77 保険料通知書封入等業務委託料 △77 保険料算定システム改修業務委託料 1,078 ◎後期高齢者医療保険料徴収事業の増 275 ○後期高齢者医療保険料徴収事業の増 275 収納システム改修業務委託料 275
								12委託料	1,276	
計	3,793	1,353	5,146			1,353				

議案第８５号

令和７年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和７年度矢巾町水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度矢巾町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支　出			
第１款　水道事業費用	800,334千円	13,334千円	813,668千円
第１項　営業費用	784,253千円	13,334千円	797,587千円

令和７年１２月２日提出

矢巾町長　高　橋　昌　造

令和７年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第３号）

収益的収入及び支出

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			800,334	13,334	813,668	
	1 営業費用		784,253	13,334	797,587	
		2 配水及び給水費	142,744	13,334	156,078	

令和７年度矢巾町水道事業補正（第３号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正予定額	計
1　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	51,470,000	△ 12,122,000	39,348,000
減価償却費	315,754,000	0	315,754,000
引当金の増減額（△は減少）	228,027	0	228,027
長期前受金戻入額	△ 57,110,000	0	△ 57,110,000
受取利息及び受取配当金	△ 4,801,000	0	△ 4,801,000
支払利息	5,981,000	0	5,981,000
固定資産除却損	15,000,000	0	15,000,000
未収金の増減額（△は増加）	16,585,082	0	16,585,082
未払金の増減額（△は減少）	△ 225,828,574	0	△ 225,828,574
その他流動資産の増減額（△は減少）	24,200,000	0	24,200,000
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 21,811,485	0	△ 21,811,485
小計	119,667,050	△ 12,122,000	107,545,050
利息及び配当金の受取額	4,801,000	0	4,801,000
利息の支払額	△ 5,981,000	0	△ 5,981,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	118,487,050	△ 12,122,000	106,365,050
2　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△536,017,000	0	△536,017,000
国庫補助金等による収入	25,446,000	0	25,446,000
国庫補助金の返還による支出	△ 376,000	0	△ 376,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	7,099,000	0	7,099,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△503,848,000	0	△503,848,000
3　財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	180,000,000	0	180,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 124,195,908	0	△ 124,195,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,804,092	0	55,804,092
資金増減額	△ 329,556,858	△ 12,122,000	△ 341,678,858
資金期首残高	608,796,072	0	608,796,072
資金期末残高	279,239,214	△ 12,122,000	267,117,214

参　考　資　料

令和７年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第３号）

令和７年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第３号）

収益的収入及び支出

支　　出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				800,334
	1 営業費用			784,253
		2 配水及び給水費		142,744
			16 修繕費	77,744

（単位：千円）

補正予定額	計	備考
13,334	813,668	
13,334	797,587	
13,334	156,078	
13,334	91,078	給配水管布設等に伴う修繕費の増